

令和4年千葉市教育委員会会議
第11回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和4年千葉市教育委員会会議第11回定例会会議録

日時 令和4年11月16日(水)
午後2時00分開会
午後3時40分閉会
場所 第一・第二会議室

出席委員 教 育 長 磯野 和美
委 員 小西 朱見
委 員 藤川 大祐
委 員 竹田 賢
委 員 高津 乙郎
委 員 大山 尋美

出席職員

教 育 次 長	宮本 寿正	学 事 課 長	栗和田 耕
教 育 総 務 部 長	香取 徹哉	教育指導課統括指導主事	八斗 孝之
学 校 教 育 部 長	鶴岡 克彦	教 育 支 援 課 長	小田 將史
生 涯 学 習 部 長	佐々木敏春	保 健 体 育 課 長	酒井 隆夫
学校教育部参事(教育改革推進課長事務取扱)	伊藤 淳	教 育 セ ン タ ー 所 長	川名 正雄
中央図書館長(管理課長事務取扱)	中島 千恵	養護教育センター所長	久保木 修
総 務 課 長	山田 利雄	生 涯 学 習 振 興 課 長	内海 豊
企 画 課 長	望月 宏次	生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長	上田 昌弘
教 育 職 員 課 長	吉田 悦子	文 化 財 課 長	佐久間仁央
教 育 給 与 課 長	松永 信隆	総 務 課 総 括 主 幹	桑田 秀幸
学 校 施 設 課 長	堀 明德	総 務 課 課 長 補 佐	志賀 二郎
学校施設課学校環境改善担当課長	石川 幸夫		

書 記	総務課総務班主査	猪飼 恭平	総務課主任主事	三ヶ尻愛子
	総務課経理班主査	市川 知子	総務課主任主事	中台陽一郎

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名委員の氏名
磯野教育長より大山委員を指名
- 4 会期の決定
令和4年11月16日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和4年第8回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
議案第42号から議案第45号までを非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 令和5年度（令和4年度実施）公立学校教員採用候補者選考（二次）受験状況について
吉田教育職員課長より報告があった。
報告事項(2) 第52回千葉市中学校音楽発表会について
八斗教育指導課統括指導主事より報告があった。
報告事項(3) 長柄ハッピーキャンプについて
久保木養護教育センター所長より報告があった。
報告事項(4) 千葉市科学フェスタ2022の実施について
内海生涯学習振興課長より報告があった。
報告事項(5) 令和2年度会計実地検査の結果について
上田生涯学習振興課子ども対策担当課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第40号 令和4年度末及び令和5年度公立学校教職員人事異動方針について
吉田教育職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第41号 千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正について

栗和田学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第42号 指定管理者の指定について

内海生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第43号 令和4年度補正予算について（12月補正）

堀学校施設課長、内海生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第44号 千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

吉田教育職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第45号 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

松永教育給与課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 発言の要旨

報告事項(1) 令和5年度（令和4年度実施）公立学校教員採用候補者選考（二次）受験状況について

磯野教育長 報告事項（1）「令和5年度（令和4年度実施）公立学校教員採用候補者選考（二次）受験状況について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 「令和5年度公立学校教員採用候補者選考（二次）の受験状況について」ご報告します。

議案書1ページをご覧ください。

8月下旬の2週間にわたり、教員採用選考の第二次選考を実施しました。第二次選考の結果についてですが、志願者数5,314人に対し1,818人が合格し、倍率は2.9倍となっております。昨年度の倍率3.1倍より0.2ポイントの減となっておりますが、今年度の合格者数が昨年度より99人増加したことによるものです。

校種や教科ごとの合格者数や倍率につきましては、お手元にある資料でご確認ください。

結果につきましては、各受験者宛てに10月5日に発送するとともに、千葉県教育委員会のホームページにおきましても、合格者の受験番号を掲載しているところです。

なお、本市における来年度の採用予定者数ですが、小学校70

人、中学校55人、特別支援学校10人、市立高校4人、養護教諭6人の計145人を予定しているところです。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

小学校はじめ幾つかの採用区分でかなり倍率が低くなっておりまして、採用後の状況が懸念されるところだと思います。ぜひ新しく採用された教員が現場に出て最初からあまり難しい課題を背負い過ぎないように、各学校等含めてご配慮いただけたら幸いです。

特に、中学校、高校の採用者で、一種免許で1教科、二種免許で1教科を持っているような方が、二種免許の教科を主に担当するという中で、自信がない上に経験もないという中で、苦勞しているという話がかかなりあるように聞いております。一例としては、そういう担当教科のことなどについてご配慮いただきまして、少なくとも1年目の教員があまり過度な負担を背負って、休職したりするようなことがないようにご配慮いただけたらと思います。お願いいたします。

吉田教育職員課長 承知しました。ありがとうございます。

報告事項(2) 第52回千葉市中学校音楽発表会について

磯野教育長 報告事項(2)「第52回千葉市中学校音楽発表会について」、教育指導課統括指導主事、説明をお願いします。

八斗教育指導課統括指導主事 それでは、議案書3ページをご覧ください。

10月26日、27日に第52回千葉市中学校音楽発表会を開催いたしました。ここ2年コロナ禍のため中止になっており、3年ぶりの実施となりました。

本発表会は、情操教育の一環として実施している千葉市立の全中学校及び市立養護学校参加による音楽会です。日常の音楽学習の成果を発表し、相互に鑑賞し合うことによって、音楽学習への意欲と関心を高め、千葉市の中学校音楽教育の振興と向上を図ることを目的としております。

「2 実施概要」です。今年度は、オンライン開催のため、各学校からGoogleミートを通して参加し、10ブロックに分かれて交流活動を行いました。26日は6ブロック32校、27日は4ブロック23校で実施しました。

「3 内容」です。第1部を全体会とし、参加校全体で交流しました。オープニングとして、オンラインの配信校から、1日目は斉唱、2日目はトーンチャイムの演奏を配信し、音楽発表会にふさわしい幕開けとなりました。

「みんなで音楽」では、千葉市歌を歌いました。千葉市歌は、千葉市民としての誇りを大切に、今後も歌い続けていけるよう、中学校を中心に指導している曲です。長く歌い継いでいくことで、郷土への愛着を深めるとともに、これからの千葉市の未来を担う気持ちが育つように願っています。

第2部は、5、6校で1ブロックを構成し、事前録画した各校の演奏を聴き合いました。演奏発表後は、各校の代表生徒が感想を述べ、互いのよさを認め合ったり、音楽の言葉で語り合ったりする時間となりました。

次に、「4 演奏内容」についてですが、55校中51校が合唱、3校が合奏、1校がボディーパーカッションの発表でした。

「5 出演の形態」は、47校が学年・学級での参加であり、そのほとんどが3年生でした。ほかには全校参加が1校、部活動、有志等による参加が7校でした。

「6 主な演奏曲」は、「群青」「友～旅立ちの時～」「虹」「証」が多くの学校に選曲されていました。歌詞の内容にメッセージ性のある楽曲が多く取り上げられ、歌詞の内容を深く味わい、自分の思いを乗せ、心を込めて歌う姿が見られました。オンライン上ではありましたが、一人一人の思いが画面から伝わってきました。また、ボディーパーカッションとしてストーリー性のある発表をしていた学校があり、合唱が多い中で、参加した生徒の興味・関心を引いておりました。

ほかに、部活動での吹奏楽や養護学校によるお囃子も発表されました。

コロナ禍で止まっていた音楽が、いま一度動き出した瞬間を垣間見られた発表会となりました。参加した生徒も、他校の演奏を聴き、次の学びにつながる良い機会となりました。

今後、生徒の感想や運営委員会における反省を集約し、その成果や課題を明らかにして、次年度につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め何かございますか。

竹田委員 ご説明ありがとうございました。

演奏内容を見ますと、合唱が多いのですが、合奏の中で出演の形態として吹奏楽が2校とありますが、実際に中学校で吹奏楽の部活をやっている学校はどれくらいあるのでしょうか。

八斗教育指導課統括指導主事 54校中45校あります。

竹田委員 ありがとうございました。

実は私も中学校のときにブラスバンドをやっており、状況が気になったところです。どうもありがとうございました。

報告事項(3) 長柄ハッピーキャンプについて

磯野教育長 報告事項(3)「長柄ハッピーキャンプについて」、養護教育センター所長、説明をお願いいたします。

久保木養護教育センター所長 議案書5ページをご覧ください。

長柄ハッピーキャンプは、通常の学級に在籍するLD、ADHD等の発達障害等のある小学生のための宿泊体験活動です。集団生活を通して社会性を向上させ、通常の学級での適応力を高めることを目的としております。

本年度は、10月14日(金)、15日(土)の1泊2日で実施をしました。平成17年度から実施をし、今年度で15回目となっております。平成24年度からは、LD等通級指導教室設置校校長連絡会との共催事業となっております。

参加児童は、LD等通級指導教室通級児童で、ハッピーキャンプへの参加を希望する3、4年生40人です。

主な活動内容としては、1日目にクライミングウォール、クラフトでの木のペンダント作り、2日目はウォークラリーを行いました。

活動の一つ一つのねらいを明確にし、一人一人の子どもが目標を持てるようにしているところです。集団活動を通して、子どもたちはいろいろな場面で社会性を学んでいきます。また、サポートを受け、多くの成功体験を積むことで、自信をつけていきます。

キャンプ期間中、学校教育部長はじめ教育支援課指導主事、通級指導校及び参加児童在籍校の校長先生や担任の先生等29人の先生方に視察、参観をいただきました。子どもたちにとっては、とても大きな励みになっておりました。

15回目を迎えた今回のハッピーキャンプですが、平成30年度を最後に、台風やコロナ禍の影響で中止となっております。4年ぶりの実施、初めての1泊2日でしたが、大きなトラブルもなく、無事に終わることができました。巡回による指導も6校で実施されるようになり、指導校に児童を集めてのグループ指導が難しい中、指導にも工夫が必要であると考えております。

今年のキャンプの大きな目標は、「協力・助け合い」としました。子どもたちは、キャンプの2日間の中で、この目標を意識して言葉をかけ合うことができました。ハッピーキャンプを楽しみにしていた児童が多く、特に女子は、学校の枠を取って女子の部屋となりましたが、初日から意気投合して、「ずっと一緒にいたいね」「もう会えないかもしれないね」と最終日の昼食を女子だけ集まって食べたいと申し出るほどでした。

また、キャンプの中で集団での決まりを守ったり、グループごとに話し合っ協力して活動したりする中で、自信をつけていく姿がたくさん見られました。普段の学校生活では、リーダーをしたり、みんなのために頑張ったりすることがなかなかできない子どもたちですが、キャンプでは部屋のリーダーとしてみんなに声をかけたり、協力したりするなど、自主的に行動する姿が見られました。

児童と保護者のキャンプ参加前と後のアンケートは、現在集約中のため、参加職員とボランティアから集めたアンケートの一部を成果と課題にも記載しております。資料をご参照ください。

4年ぶりに開催できたことは、全ての職員がとてもよかったと触れております。開催できて本当によかったと思っているところです。また、目的の一つに、5年生で実施する移動教室に向けて一足先に同じ場所での体験活動をすることで、スムーズに移動教室に参加できるようにすることもあります。その必要性も、改めて感じたところです。

これからもキャンプでの成果を生かしつつ、グループ活動や通級指導教室での指導を充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め何かございますか。

高津委員 ご説明ありがとうございました。このハッピーキャンプ、特に小さな学校で、少人数の特別支援学級の子どもたちというのは、やはり大勢の中で社会性が育つということで、大変良い行事だ

と思います。

初めての1泊2日というのは、今までは1日だったということでしょうか。

久保木養護教育センター所長 今年度から1泊2日、4年前までは秋休みを利用しての2泊3日で行っておりました。

高津委員 もう1点いいですか。

参加者が40人ということで、各学校の3、4年生から希望を取ったのですが、もっと増えても大丈夫なのでしょうか。それから、3、4年生で対象となる児童数はどのくらいいるのでしょうか。

久保木養護教育センター所長 対象となる児童については、今、数が把握できておりませんので、後で報告させていただきます。

40人については、本年度の希望が40人であったということで、予算上は60人程度参加しても大丈夫な予算組みをしていたところ です。

高津委員 ありがとうございます。

報告事項(4) 千葉市科学フェスタ2022の実施について

磯野教育長 報告事項(4)「千葉市科学フェスタ2022の実施について」、生涯学習振興課長、説明をお願いします。

内海生涯学習振興課長 議案書7ページをお願いいたします。

10月8日、9日の2日間にわたって開催されました、「千葉市科学フェスタ2022」について、報告します。

今年度の科学フェスタは、教育長や教育委員の皆様のご参加をはじめ、多くの方々のご協力をいただき開催することができました。ありがとうございました。

開幕式においては、開幕宣言、科学館長挨拶、市長と本市科学アドバイザーである山崎直子氏のビデオメッセージ、そして、本市総合展覧会の「教育長賞」「科学館賞」の表彰、「科学館賞」の発表会が行われました。

1階アトリウムでは、消防音楽隊の演奏と防火防災教室、JALによるお仕事講座、サイエンスショーなどが行われ、立ち見の方が出てしまうほど盛況でございました。また、7階サイエンスアート広場では、メカモグラ・トーナメント、3階子ども交流館アリーナでは、割れないしゃぼん玉やオリジナルキーホルダー、葉脈しおり作り、防災バーチャルリアリティー体験など、25団

体31ブースによる様々なワークショップを開催し、出来上がったキーホルダーやしおりなどの工作物を携えて喜ぶ子どもたちの姿がありました。

9日には、市内の企業6社にご協力をいただいて、「千葉オンリーワン企業と身近な科学」というイベントを開催し、最新の科学・技術を紹介するとともに、千葉の企業PRを行いました。

科学館内の実験室では、八千代松陰中学校や相模原中等教育学校など8団体による科学実験講座を行いました。ロープウェイやホバークラフトの工作、生徒による工夫を凝らした透明石けん作りや立体模型すごろくで学ぶ腸内環境など、事前申込み、または当日整理券の配布による実施でございましたが、子どもたちに楽しんでいただいたと考えております。

最後に、今年度の入場者数でございますが、1日目が2,982人、2日目が5,970人、合計8,952人となり、リニューアル効果や行動制限により失っていた体験学習機会の提供により、昨年度の6,064人の約1.5倍、コロナ禍前の平成30年度の7,128人よりも多くの方に来場していただきました。科学の楽しさ、面白さ、すばらしさを提供できたのではないかと考えております。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

大山委員 ご説明ありがとうございました。リニューアルして、広報紙やメディアにもいろいろと出ているので、そういう効果もあったと思うのですが、合計の8,952人のうち大人と子どもの比率など、その辺りがお分かりでしたら教えていただけますか。

内海生涯学習振興課長 乳幼児、小学生、中学生、大人の区分を、職員の感覚ではありますが、カウントしております。ただ、手元に今、資料ございませんので、後ほど報告させていただきたいと思っております。

小西委員 ご説明ありがとうございました。私も参加させていただきまして、私も、大人も子どもも一緒に楽しめるという体験が多くて、楽しむことができました。いろいろ準備いただいたスタッフの方々には、感謝申し上げたいと思っております。

その中で気になった点が2点ありました。7階の企画展示室ですけれども、1つの部屋に6つの体験が集まっていて、かつ、体験の当日参加がここだけということ、それに加えて整理券配布場所も同じ場所に入っていてそのための行列もできているとい

う状況で、非常に密になっていたのも、ぜひ来年は部屋を分散するなどの工夫をして開催いただくことをご検討いただきたいなと思いました。

また、同じく企画展示室ですけれども、車椅子の体験が面白いと思ったのですが、子どもたちは単に遊園地のアトラクションに乗るように楽しむだけ、体験するだけで終わってしまっているのが、少しもったいないなと感じました。車椅子には科学の知識や工夫がたくさん詰まっていますし、ほかの企業の展示からも「科学が人々の生活を助けているんだよ」ということを子どもたちにも大人にも学んでいただきたいなと思ったところです。例えばですが、待っている間結構時間があるので、壁にそういった情報を貼るとか、動画で流すなどすれば、その待っている時間にも、企業PRにもなりますし、同じ時間で学ぶことができると思いますので、そのような工夫もしていただきたいなと思いました。

ちょうど私が並んでいるときに、たまたま1階でイベントを見に来られて、それで興味を持って7階まで上がってこられた方が、「何だここも整理券か、あと3時間待たないといけないのか」というようなことをおっしゃっていたので、そういう方にも、例えば動画を流してあったり、壁に貼ってある情報を知るだけでも、来ていただいて、学びになるかなと思いますので、ぜひ来年以降、そういった点もご検討いただければなと思います。ありがとうございます。

内海生涯学習振興課長 ご指摘いただきましたことにつきましては、来年度に向けて工夫して参りたいと思っております。特に待っている間も、身近な科学というのを体験していただいて、何かしら必ず持って帰ってもらうというのを目指して参りたいと思っております。

報告事項(5) 令和2年度会計実地検査の結果について

磯野教育長 報告事項(5)「令和2年度会計実地検査の結果について」、生涯学習振興課担当課長、説明をお願いします。

上田生涯学習振興課担当課長 議案書9ページをご覧ください。

「令和2年度会計実地検査について」ご説明します。

「1 経緯」ですけれども、令和2年度に本市を含みます47市町村を対象に、放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定が適切に行われているかについて、会計実地検

査が実施されました。

その結果、本市を含む22市町村におきまして、開所の要件を満たしていなかった事態が見受けられたとして、交付金の返還手続きが要求されております。本市につきましては、令和4年11月7日に不当事項として公表され、返還手続きが要求されております。

「2 不当とされた事態の概要」ですけれども、利用児童が少ない土曜日など、支援の単位ごとに見た場合に、放課後児童支援員等の配置要件を満たしていない日を年間の開所日数に含めておりましたため、交付金が過大に計上されておりました。

「3 会計検査前の本市の考え方」ですけれども、開所日に配置する支援員等の勤務体制を事前に整えており、開所予定日には開所の要件を満たしていると認識しておりましたことから、開所日にカウントして、当該開所日数を基に国庫補助の交付を受けておりました。

「4 発生原因」ですけれども、本市に関しましては、事業についての理解が十分でなかったという点を指摘されております。

「5 過大交付額」ですけれども、生涯学習部が所管しておりますアフタースクール事業分としましては、平成30年度分4万1,000円、令和元年度分190万5,000円を国・県から過大に補助金の交付を受けておりましたことから、合計で389万2,000円を返還する見込みでございます。子どもルームとの総額では、1億7,800万円となります。

「6 国・県への返還の納付時期」ですけれども、令和4年度中が見込まれますが、詳細は現時点では未定でございます。

「7 会計実地検査後の改善点」ですけれども、今回の指摘を踏まえまして、支援員の配置及び開所日数に関する考え方につきまして、運営事業者に周知をするとともに、本市に提出する報告書を支援員の勤務実態、開所時間等が確認できるよう改訂します。

このたびはご心配おかけいたしまして、大変申し訳ございません。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め何かございますか。

議案第40号 令和4年度末及び令和5年度公立学校教職員人事異動方針
について

磯野教育長 次に、議決事項に関わる審議に移ります。

議案第40号「令和4年度末及び令和5年度公立学校教職員人事異動方針について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 「令和4年度末及び令和5年度公立学校教職員人事異動方針について」ご説明します。

議案書の11ページをご覧ください。

本件は、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定より議決を求めるものです。今年度の異動方針は、昨年度の異動方針と大きく変更点はありませんが、令和5年度から開設されます千葉市立真砂中学校かがやき分校の設置にあたり、人事異動方針「第2 実施要項」の「1 適正配置について」の(5)に更新を加えたところです。

人事異動は、学校組織の活性化を図るとともに、各学校における教育活動の一層の充実・発展を図るための基礎となる条件整備であると考えておりますので、各学校や教職員の実情を十分に把握しまして、適正な配置に努めて参りたいと考えております。

また、今後の予定ですが、明日11月17日に校長を対象とした人事異動方針説明会を開催した後、来年1月10日から全校長を対象とした教育長面接、そして1月19日から二度に及ぶ校長との管理主事面接を通し、本格的に人事異動作業を進めていく予定です。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

ただいまご説明いただいた真砂中学校かがやき分校に関しては、市内の先生方もあまりよくご存じないという部分があるかと存じます。もし、今後先生方への周知の方法等について伺うことがあればお知らせください。

吉田教育職員課長 まず、明日の11月17日の人事異動方針説明会の中で、企画課長に来ていただきまして、真砂中学校かがやき分校の今後の方針等々についてのご説明にあがりたいと考えております。

藤川委員 夜間の、しかも社会人経験のある方も多く入ってくる学校ということで、これまでの中学校とはかなり仕事内容が違ってくると思います。ですので、意欲を持った方にぜひこの学校で働いていただけないかなと思ひまして、そうすると、夜間中学とは何

なのか、先生方の勤務体制はどういう形になるのかといったことについて、ぜひ一般の先生方に届くような形での周知をいただけたらと思います。一部、こういった教育に関心を持っている先生方もいらっしゃるようですので、そういった方々が活躍してくれることを期待しております。

望月企画課長 ご意見ありがとうございます。今お話しがありましたように、明日、全小学校長、全中学校長が集まりますので、その場で資料に基づいて夜間中学の概要、それから、求められている教員像や、今まで他市・他県の視察をして学ばせていただいたものを報告して、まず、校長先生が一般の先生方に、概要について説明していただく、そして、異動を希望された方に対しては、相談にのっていただくことをお願いして参りたいと考えております。

藤川委員 よろしくお願ひいたします。

高津委員 再任用教職員についてですけれども、来年度から定年延長が始まります。新規採用職員の採用とも絡むと思うのですが、現在、意欲と能力のある人材を再任用するということで、定年退職者のうちどのくらいが今、再任用教員として希望してやっているのでしょうか。

吉田教育職員課長 つい先日、再任用説明会を実施いたしまして、現在、ご希望を調査している最中でございますので、人数の把握ができましたら、ご報告いたしたいと思ひます。

高津委員 今まではどのくらいでしょうか。今年は今、調査をしているということですが。

吉田教育職員課長 大体退職された方のおよそ3割強だというふうに考えておりますが、もう一度きちんと確認させていただきまして、ご報告させていただきたいと思ひます。また、併せまして、定年引上げに伴い、多様な働き方ができるようになりますので、また明日、定年引上げの説明についても全校長に実施します。併せまして、全職員に対してもパワーポイントを通して、定年引上げ等について説明をし、今後の多様な働き方についての周知を図っていくように努めて参りたいと思ひております。

高津委員 よろしくお願ひします。

磯野教育長 ほかにご質問ないようですので、議案第40号「令和4年度末及び令和5年度公立学校教職員人事異動方針について」を原案どおり可決したいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第41号 千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則
の一部改正について

磯野教育長 議案第41号「千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正について」、学事課長、説明をお願いします。

栗和田学事課長 夜間中学に関しまして、議案第41号としまして、「千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正について」ご説明します。

改正箇所は3点になります。

議案書の15ページ及び参考資料の1ページをご覧ください。

1点目です。第6章の2の次に1章を加える改正規定のうち、第31条の17第1号中「、その居住する市町村」を「その居住する市町村」に改めます。本項目は、副申書の提出は本市以外の千葉県内に居住している者であることを示しておりますが、読点があることにより、本市に居住している者も副申書提出の対象というように読み取れる文章になっておりました。今回は、その内容を修正したものです。

2点目です。前回の改正では、誓約書の書式が記載されておられませんでしたので、「第31条の21第1項中『誓約書』の次に『(別記第6号の3様式)』を加え、同改正規定の次に、次のように加える。別記第6号の2様式の次に、次の1様式を加える。」としました。様式につきましては、第6号の3様式で、内容は提案の記載のとおりとなります。

そして3点目です。附則2、「夜間中学への入学の準備行為」についてです。

今年度内に「志願者に対し入学許可通知書を送付する」こと、また、前回提案の一部改正では、「入学の許可は校長が行う」となっていることから、入学の準備行為に「第31条の16の規定による夜間中学への入学の許可」及び「この場合において、当該規定中『校長』とあるのは、『教育長』と読み替えるものとする。」を加えました。年度内は夜間中学開校前であり、校長が不在であることから、このように改正しました。

なお、附則としまして、「1 この規則は、公布の日から施行する。」、「2 この規則の施行前にこの規則による改正前の千

葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則附則第2項の規定により講じられた夜間中学への入学許可に必要な行為は、この規則による改正後の千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則附則第2項の規定により講じられた夜間中学への入学の許可に必要な行為とみなす」とします。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、議案第41号「千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

以上で、公開審議案件に係る審議は終了しました。

その他に入りますが、ここで、いじめの事案について、事務局に報告を求めたいと思います。教育支援課長、報告をお願いします。

小田教育支援課長 このたび、本市中学校で重大ないじめ事案が発生しましたことにつきまして、当該生徒並びに関係者の皆様に大変なご心痛とご不安をおかけしましたことに、心より深くお詫び申し上げます。

本事案については、いじめによる不登校重大事態として認知し、今後、調査を行って参りますので、調査結果がまとまり次第、改めて報告をさせていただくとともに、再発防止の徹底を図って参ります。

以上でございます。

磯野教育長 委員の皆様、質問等何かございますでしょうか。

続きまして、委員の皆様、ここまでで「その他」として、ご意見・ご質問等何かございますか。

(「なし」の声あり)

議案第42号 指定管理者の指定について

磯野教育長 議案第42号「指定管理者の指定について」、生涯学習振興課長、説明をお願いします。

内海生涯学習振興課長 議案第42号「指定管理者の指定について」ご説明します。

議案書(2)の1ページをお願いいたします。

本議案は、花園公民館ほか46施設の指定管理者に、公益財団

法人千葉市教育振興財団を指定するよう市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき議決を求めるものです。

説明につきましては、お手元に配付しております参考資料(2)で、行わせていただきます。

参考資料(2)の1ページをお願いいたします。

「1 施設の名称及び所在地」、2ページの「2 指定管理者の名称等」につきましては、記載のとおりです。

「3 指定期間」につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。

「4 選定経過」についてですが、選定に当たりましては、本年7月及び10月の2回、教育委員会指定管理者選定評価委員会で審議が行われ、第2回選定評価委員会の結果に基づき、10月27日に答申があったものです。

「5 選定方法（非公募）及び選定の理由」についてですが、まず、「(1) 非公募とした理由」につきましては、本施設の管理運営に当たっては、公平性、安定性などが強く求められるとともに、教育の専門性を有し、生涯学習センターなどの管理運営が良好で、市民に多様で専門的な講座を実施可能な公益財団法人千葉市教育振興財団が管理運営を行う必要があるためです。

「(2) 選定理由」につきましては、選定評価委員会において、申請内容を管理運営の基準で示している指定管理者が行う施設維持管理、社会教育事業、施設運営などの業務内容及び水準に照らし審査した結果、公益財団法人千葉市教育振興財団は、公民館の管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められたためです。

3ページをお願いいたします。

「6 指定管理者選定評価委員会の答申の概要・審査結果」につきましては、記載のとおりでございますが、選定評価委員会からの意見として、「ア オンラインの活用にあたっては、コロナ禍において整備した環境を有効活用し、講座数の増加に積極的に取り組むとともに、公民館以外の施設とのネットワークづくりにも取り組むこと」、「イ 各公民館の独自性・地域性を出した運営をするとともに、デジタルサイネージの活用などにより、活動内容の地域住民への周知に努めること」、「ウ 施設・設備の貸出しにあたっては、予約の方法をより具体的に周知す

るなど、一層の公平性確保に努めること」の3点が挙げられております。

「7 教育委員会指定管理者選定評価委員会委員構成」、「8 指定管理者の概要」の設立時期、基本財産、従業員数、主な事業内容につきましては、記載のとおりです。

「(5) 当該施設の管理実績」につきましては、5ページの別紙1「公益財団法人千葉市教育振興財団による千葉市公民館の管理実績」のとおりで、施設利用者数は、新型コロナウイルス感染拡大以降、施設の利用制限などを実施したことにより大幅に減少していますが、感染対策を十分に行い、利用者や講師の安全確保を考慮して運営を行い、利用者からの要望・意見などにも誠実に対応しております。

また、「(6) 指定管理者総合評価シート」につきましては、6ページから9ページにかけて添付しておりますが、その中で8ページをお願いいたします。

「1 成果指標の目標達成」についてですが、主催講座数につきましては、平成28年度の763講座から300講座を増やすという目標を達成できたものの、施設稼働率につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大対策のため、休館や利用制限などを実施したため39.0%となり、目標の52%を達成できなかったためD評価としております。

総合評価につきましては、施設稼働率の未達成はあるものの、下段の評価の内容にありますとおり、おおむね市が指定管理者に求める水準などどおりに管理運営が行われていたことから「C」としております。

「(7) 主な施設管理の実績」につきましては、記載のとおりでございます。また、10ページに指定管理者選定評価委員会の答申を添付しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、議案第42号「指定管理者の指定について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第43号 令和4年度補正予算について（12月補正）

磯野教育長 議案第43号「令和4年度補正予算について（12月補正）」、
初めに、学校施設課長、説明をお願いします。

堀学校施設課長 議案第43号「令和4年度補正予算」につきまして、市長に意見
を申し出ることの議決を求めるものです。

内容につきましては、初めに、6ページをお願いいたします。
学校施設の各種改修等についてです。

まず、「1 上水道設備改修」に係る債務負担行為の設定についてです。「ア 補正理由」ですが、令和5年度実施予定の上水道設備改修工事については、夏休み期間に集中して作業を行わなければならないため、入札不調等契約手続きに時間を要した場合でも、適正な工期が確保できるよう、本年度内に前倒しして契約する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

「イ 補正内容」は、記載のとおりです。

次に、「2 校庭整備」に係る国庫補助金の追加交付決定への対応について、「ア 補正理由」ですが、国庫補助金の追加交付決定に伴いまして、校庭整備に係る経費を計上するとともに、事業完了年度が次年度になりますことから、併せて繰越明許費を追加するものです。

「イ 補正予算額」及び「ウ 補正内容」は、記載のとおりです。

次のページをお願いいたします。

「3 エレベータ設置」に係る債務負担行為の設定について、「ア 補正理由」ですが、エレベータ設置工事に係る実施設計、土質調査等の業務につきまして、本年度内に前倒しで契約を行うことにより、施工時期の平準化を図り、入札の不調・不落対策を講じるため、債務負担行為を設定するものです。

「イ 補正内容」は、記載のとおりです。

次に、「(2) 国庫補助金の追加交付決定への対応」について、「ア 補正理由」ですけれども、国庫補助金の追加交付決定に伴い、エレベータ設置に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度になりますことから、併せて繰越明許費を追加するものです。

「イ 補正予算額」及び「ウ 補正内容」は、記載のとおりです。

次に、「4 学校施設の環境整備」に係る「(1) 債務負担行為の設定」について、「ア 補正理由」ですが、トイレ改修実施設計について、本年度中に発注し、前倒しして契約できるよう、債務負担行為を設定することで、設計完了後の工事の早期発注及び施工時期の平準化を図るものです。

「イ 補正内容」は、記載のとおりです。

次に、「(2) 国庫補助金の追加交付決定への対応」についてです。「ア 補正理由」ですが、国庫補助金の追加交付決定に伴い、学校施設の環境整備に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度になりますことから、併せて繰越明許費を追加するものです。

「イ 補正予算額」は、記載のとおりでございます。補正内容としては、大規模改造工事、外壁改修工事、トイレ改修工事、給食室冷暖房設備整備で、詳細は記載のとおりです。

学校施設課所管分は、以上でございます。

磯野教育長 次に、生涯学習振興課長、説明をお願いします。

内海生涯学習振興課長 議案書(2)の9ページをお願いいたします。

先ほどご審議いただきました指定管理者の指定に係る補正予算です。

「1 補正理由」についてですが、公民館の令和5年度以降の指定管理者指定に伴い、指定管理者の指定期間が複数年度にわたり、かつ、指定管理者に対する委託料の支払いが確実に見込まれるため、平成22年12月28日付総務省通知に基づき、債務負担行為を設定するものです。

「2 補正予算の内容」についてですが、設定期間は令和5年度から7年度までの3年間、限度額は43億1,422万5,000円です。

「3 施設の概要」につきましては、花園公民館ほか46施設です。

生涯学習振興課所管分は、以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、それでは議決に移ります。議案第43号「令和4年度補正予算について(12月補正)」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第 4 4 号 千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

磯野教育長 議案第 4 4 号「千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 「千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について」ご説明します。

参考資料（２）の 1 1 ページをご覧ください。

「1 改正の趣旨」ですが、平成 2 6 年度から 5 5 歳を超える教育職給料表の適用を受ける職員につきましては、勤務成績が「良好・標準」である場合は、1 号給の昇給を行うこととしておりましたが、今般県において、当該経過措置を廃止することから、本市においても同様に、令和 5 年 3 月 3 1 日をもって経過措置を廃止するものです。

「2 改正の概要」ですが、5 5 歳を超える教育職の昇給につきましては、勤務成績は「極めて良好」「特に良好」の場合に限り行うものとします。

「3 施行期日」ですが、公布の日とします。

参考資料（２）の 1 2 ページは、改正条例の新旧対照表です。以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、議案第 4 4 号「千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第 4 5 号 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

磯野教育長 議案第 4 5 号「千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

松永教育給与課長 議案第 4 5 号「千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について」ご説明します。

議案書（２）は 1 3 ページ、参考資料（２）も 1 3 ページをご覧ください。参考資料を基にご説明させていただきます。

まず、「1 改正の趣旨」ですが、今年 1 0 月の千葉市人事委

員会勧告に基づきまして、一般職の給与及び勤勉手当を引き上げるとともに、特別職の職員の期末手当につきましても、一般職の職員の改正を踏まえ、引き上げるよう市長に申し出るものです。

「2 改正内容」についてですが、まず、「(1) 給料表の改定」をご覧ください。教育職給料表につきまして、行政職給料表の改定状況を考慮いたしまして、初任給を4,000円引上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号給について引き上げるものです。平均改定率は0.2%となっております。

参考としまして、四角の点線で囲った箇所は、行政職給料表の改定内容を掲載しております。

次に、「(2) 一般職の常勤職員の期末手当及び勤勉手当の改正」をご覧ください。それぞれの表の網かけ部分をお願いいたします。

最初に、「ア 令和4年12月期の支給月数の変更」ですが、「(ア) 定年前の職員」の表の左側の一般職員については、12月期の勤勉手当を0.95月から1.05月へ0.1月引上げ、表の右側の管理職員についても同様に、1.15月から1.25月へ0.1月引き上げます。これにより、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給月数が4.3月から4.4月となるものです。

次に、「(イ) 再任用職員」の勤勉手当ですが、記載のとおり一般職員の支給月数との割合等を踏まえて、0.05月引上げて年間月数を2.3月とします。

続きまして、14ページをお願いいたします。

「(ウ) 特定任期付職員」についても、同様に0.05月引上げ、年間支給月数を3.3月とします。

その下の「イ 令和5年6月期以降の支給月数の変更」ですが、こちらの表は、定年前の職員、再任用職員、特定任期付職員とまとめて記載しております。一覧表の網かけ部分をご覧ください。令和4年度に12月期に引き上げた分を令和5年度は6月期と12月期にならして配分し直すものでして、表の左側の定年前の職員のうち一般の職員についてご覧いただきますと、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ1月とし、年間では4.4月とします。この右側の定年前の管理職以降についても、同様の考え方で記載のと通りの月数に変更します。

次に、「(3) 特別職の期末手当」をご覧ください。まず、「ア

令和4年12月期の支給月数の変更」ですが、表のとおり期末手当を2.25月とし、年間支給月数を4.4月とします。「イ 令和5年6月期以降の支給月数の変更」ですが、6月期と12月期でそれぞれ2.2月とします。

最後に、「(4) 会計年度任用職員の給料表及び期末手当の改正」をご覧ください。「ア 給料表の改定」ですが、一般職の職員に準じて給料月額を改定するとともに、給料表の最高号給を一般職の職員と同様となるよう見直しを行うものです。

次に、「イ 期末手当の改正」ですが、勤勉手当が引上げとなる一般職の職員との均衡を踏まえ、勤勉手当が制度化されていない会計年度任用職員について、0.1月分引上げ、表に記載のとおり6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ1.2月から1.25月へ変更し、年間支給月数は年2.5月となるものです。

最後に、「3 施行年月日」についてですが、「(1) 一般職員の給料表の改正」につきましては、令和4年4月1日から、「(2) 令和4年12月期の期末手当及び勤勉手当の改正」については、令和4年12月1日から、「(3) 令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当並びに会計年度任用職員に係る改正」は、令和5年4月1日からとします。

16ページ以降に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

ただいまのご説明になかったような気がするのですが、議案書の13ページの中にある第20条第4項中の「、若しくは失職し」を削ることについて、同様のことは次にもありますけれども、この失職についての記述を削ったことのご説明がありましたでしょうか。

松永教育給与課長 すみません、規定の整備となりますので説明はしておりません。

藤川委員 ご説明いただけますか。

松永教育給与課長 後ほどご説明させていただきます。

藤川委員 これは審議事項そのものなので、何も説明もなしに議決するのもまずいですよね。

松永教育給与課長 確認が足りなくて申し訳なかったのですが、失職するという

規定自体が関連法から削除された結果の規定の整備となります。
正確な内容を確認次第すぐご説明します。

磯野教育長 お待ちください。

<休憩>

磯野教育長 それでは、教育給与課長、説明をお願いします。

松永教育給与課長 成年被後見人及び被保佐人に係る地方公務員法上の欠格条項が削除されたことに伴って、この「、若しくは失職し」という部分について削除するものです。例えば16ページの第20条第4項で申し上げますと、「第2項の期末手当基礎額は」とありますが、この条文では期末手当を退職した人に支払う場合も、当該基礎額を定めるという意味が含まれております。その場合に、条文上この「、若しくは失職し」の部分が成年被後見人に退職手当を支払うという意味を持ちますが、欠格条項といえますか、成年被後見人になったことによって失職する人というものが地公法上存在しなくなったので、規定自体も削除になったということになります。

以上でございます。

藤川委員 従前の「、若しくは失職し」という文言が該当していたのは、今ご説明にあった条件の職員の方のみであって、失職というのは、一般的な言葉で様々な職員の方に該当し得る事柄だと思っておりますが、千葉市にあっては、今のご説明にあった方々しか対象者がいなかったということなのですか。

松永教育給与課長 代表的な例でいいますと、失職の場合は、例えば刑事事件で禁固刑以上のものになった場合等については、失職になります。それと併せて今ご説明した成年被後見人になった場合も、該当になっていたのですが、その範囲が縮小されたという意味合いになります。

藤川委員 今のご説明ですと、刑事事件で罰を受けることによって失職するというケースは残っているわけですね。

松永教育給与課長 はい。

藤川委員 その刑事事件で結果による失職については、この第20条第4項の規定というのは、もともと該当しなかったということですか。

松永教育給与課長 そうです。成年被後見人になった失職の場合は支給されるという規定がもともとあったということです。

藤川委員 それがどこかにあったということですね。

松永教育給与課長 はい。

藤川委員 話は分かりました。ありがとうございました。

磯野教育長 よろしいですか。

ほかにご質問ないようですので、議案第45号「千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

9 その他

第12回定例会は、12月21日(水)に開催することと決定した。

10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言